

「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（案）

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発災以降、政府は、東日本大震災復興基本法¹第 3 条による基本方針²に基づき、復興期間 10 年間（平成 23 年度から令和 2 年度まで）において、様々な復興施策を講じてきた。こうした取組により、復興は大きく前進している一方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる事業や新たな課題も明らかとなっている。

こうした状況を踏まえ、令和元年 12 月に、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針³（以下「令和元年基本方針」という。）を定め、それまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間（平成 28 年度から令和 2 年度まで）後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織についての方針を示した。

これを受けて、令和 2 年 6 月には、復興庁設置法等の一部を改正する法律⁴が成立し、復興庁の設置期間の延長等の措置が講じられた。また、同年 7 月には、「令和 3 年度以降の復興の取組について」⁵を決定し、令和 3 年度から同 7 年度までの 5 年間で新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付け、同期間に向けた取組の検討課題、事業規模と財源を定めるなど、令和 3 年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。

第 2 期復興・創生期間においては、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という第 1 期復興・創生期間（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向けて、取組を更に前に進めることとしている。

こうした状況を踏まえ、令和元年基本方針の見直しを行い、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を定める。

東日本大震災からの復興なくして日本の再生はない。

政府は、本基本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被

¹ 平成 23 年法律第 76 号

² 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定、平成 31 年 3 月 8 日変更 閣議決定）

³ 令和元年 12 月 20 日閣議決定

⁴ 令和 2 年法律第 46 号

⁵ 令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定

災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

これまでの復興に向けた取組により、現在、地震・津波被災地域においては復興の総仕上げの段階に入っている。また、原子力災害被災地域においては復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。このように、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では、復興の進捗状況が大きく異なるため、両者を区分し、第2期復興・創生期間以降においては、本基本方針に定めるところにより、以下に掲げる事項に取り組むものとする。

（1）地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。

こうした取組を経て、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地において、被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。その際、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画などの多様な視点を最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく。

このため、地震・津波被災地域において第2期復興・創生期間の復興を進めるに当たっては、第1期復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心としたほとんどの事業が完了していること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、第2期復興・創生期間において、国と

被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

① ハード整備

- ・ 公共インフラの整備等のハード事業については、第1期復興・創生期間内におおむね完了しているが、関連工事との調整などやむを得ない事情により期間内に未完了となる一部の事業については、期間内に計上された予算の範囲内で支援を継続する。

ただし、第1期復興・創生期間内に未完了の災害復旧事業については、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させることが必要であることから、第2期復興・創生期間以降においても事業が完了するまでの間、支援を継続する。

- ・ 第1期復興・創生期間の終了をもって廃止となる東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）については、事業の確実な終了に向けて所要の手続きを行う。
- ・ 災害復旧事業及び復興交付金事業以外の復興施策として実施している社会資本整備総合交付金等のハード事業については、第1期復興・創生期間の終了をもって廃止され、同期間内に完了しない部分について、第2期復興・創生期間以降は、一般施策へ移行した上で、引き続き実施する。

② 心のケア等の被災者支援

- ・ 発災から10年が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いがあり、被災者一人ひとりが直面している課題は、様々に異なっている。また、被災者を取り巻く社会情勢も変化する中であって、被災者が地域社会から孤立することや孤独に悩むことを防ぎ、安全・安心な生活を再建することができるよう、引き続ききめ細かな支援が必要である。このため、第1期復興・創生期間の終盤に再建された地区のコミュニティ形成、東日本大震災の影響によりケアが必要な高齢者を始めとする被災者の心身のケア、生きがいをづくりのための「心の復興」、見守り・生活相談、東日本大震災により親を亡くした子どもへの支援等の取組について引き続き対応が必要なことから、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続する。

また、心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援のあり方を検討する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しない

ものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。

- ・ 災害弔慰金、災害援護資金については、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。

③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
なお、個別の事情を丁寧に把握し、第2期復興・創生期間内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。

④ 住まいとまちの復興

- ・ 第1期復興・創生期間内に原子力災害被災地域を除く仮設生活は全て解消されるが、応急仮設住宅の供与終了後の解体撤去が完了しない場合は、引き続き支援を行った上で、一刻も早い完了を目指す。
- ・ 被災者生活再建支援金については、地震・津波被災地域では、第1期復興・創生期間内に支給がおおむね終了するが、再建宅地の造成が第1期復興・創生期間の終盤に完成した地区等において、期間内に支給が終わっていないものについては、対象者に対する周知等を適切に行った上で、対象者への支援が終了するまで継続する。
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業については、第2期復興・創生期間以降は、復興交付金の廃止に伴い、別の補助に移行した上で引き続き支援する。家賃低廉化事業の法定の補助率・補助期間を確保した上で、補助率の嵩上げ措置と特別家賃低減事業を管理開始後10年間継続する。
- ・ 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業による移転元地等の活用について、計画段階から土地活用等の段階まで、ハンズオン支援により地域の個別課題にきめ細かく対応し、復興施策と一般施策とを連携させ、政府全体の施策の総合的な活用を図りながら、被災地方公共団体の取組を引き続き後押しする。

⑤ 産業・生業

- ・ 中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が第1

期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。

- ・ 企業立地補助金については、これまでの復興状況等を踏まえ、復旧に必要な土地造成が第1期復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域を対象地域を重点化した上で、企業等からの申請期限を最大3年間（令和5年度末まで）・運用期限を最大5年間（令和7年度末まで）とし、企業進出等が進むよう支援を継続する。
- ・ 東日本大震災復興特別区域法による規制の特例、復興整備計画、金融の特例については、復興に向けた取組を重点的に推進すべき地域への必要な支援を継続する。
- ・ 復興特区税制については、沿岸部の産業復興へと支援を重点化した上で、引き続き産業・生業の再生等の取組を促進する。
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図る。
- ・ 産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターによる二重ローン対策についても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。また、被災事業者からの相談受付や事業再生計画の策定といった経営支援等についても、産業復興相談センターを中心に継続して取り組む。
- ・ 農林水産業の再生については、地震・津波被災地域では、農地・農業用施設、木材加工流通施設、漁港施設、水産加工施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了しているが、被災地の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題である。このため、第2期復興・創生期間以降は、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援する。

⑥ 地方単独事業等

- ・ 第1期復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、第2期復興・創生期間以降に残る事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付

職員の採用等）等の地方単独事業について、支援を継続する。

- ・ 地方税法や東日本大震災復興特別区域法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等（放射性物質に関する農林水産物のモニタリング検査等）について、支援を継続する（個別の事業については、原子力災害被災地域の関連部分で記載。）。
- ・ 食品等に関する規制等について、後述の通り、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、科学的・合理的な見地から検証等を行う。

⑧ 地方創生との連携強化

- ・ 人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、地域の特性や震災からの復興の経験等も踏まえつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策の総合的な活用が重要である。
- ・ 被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁶に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。
例えば、上記④のとおり、ハンズオン支援により、復興施策と地方創生施策等の一般施策との総合的な活用を図り、移転元地等の活用を推進する。

（2）原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、原発事故に伴い避難指示が発出された地域のうち、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点区域の整備が着実に進み、双葉町、大熊町及び富岡町の一部区域で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。一方で、帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。

⁶ 令和元年12月20日閣議決定、令和2年12月21日改訂 閣議決定

福島への復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性（中間貯蔵施設の受入等）を踏まえながら、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進めるとともに、新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等を行う。

さらに、福島への創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。

なお、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体のあり方について見直しを行う。

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施は復興の大前提であるとの認識のもと、中長期ロードマップ⁷に基づき、30～40年後の廃止措置終了を目標に、国は前面に立って、国内外の叡智（えいち）を結集し、廃炉現場のニーズに基づく研究開発を推進するとともに、研究開発成果等を活かすことで、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。また、対策の進捗状況、放射線データ等について、迅速、的確かつ分かりやすい情報発信を行うとともに、双方向のコミュニケーションによる住民等の理解促進、信頼関係強化が最も重要であるとの認識のもと、情報公開や地元との連携を密に行うよう、東京電力を指導するとともに、国も必要な取組を行っていく。
- ・ 今後、福島への復興・再生が本格化していく中で、世界にも前例のない燃料デブリ取出しなどの難易度が極めて高い取組が行われていくことから、これまで以上に、復興と廃炉の両立を意識した対応を行う。具体的には、早期の復興に資するためにリスクの早期低減に取り組むとともに、工程ありきでは

⁷ 「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（令和元年12月27日改訂 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議）

なく安全確保を最優先する観点から慎重に進めるべきという視点も踏まえ、廃炉を着実に進めていく。

- ・ 廃炉の実施責任を有する東京電力が廃炉を確実に実施するため、災害に対応し電力の安定供給を確保する観点から、電力ネットワークの強靱(きょうじん)化等を進めて行く中でも、必要な資金の捻出に支障を来すことのないよう、規制料金下にある送配電事業における合理化分を、引き続き確実に廃炉に要する資金に充てることを可能とする対応を行う。
- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において取りまとめられた報告書⁸を踏まえ、地元を始めとした関係者や広く国民の意見を聞いてきたところである。先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論を出していく。併せて、処分方法にかかわらず、国内外の様々な方に丁寧に説明することも含め風評影響を最大限抑制するよう政府全体で全力で取り組む。
- ・ また、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の決定を受けて、地域経済への影響にも配慮しつつ、東京電力が今後、関係者と十分にコミュニケーションを重ねながら、円滑かつ確実に廃炉を進めていくよう図っていく。その際、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を遅らせることがないようにする。
- ・ 大学を含めた関係機関とともに研究開発基盤を整備するとともに、研究開発を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が、福島で廃炉や復興に関わることにより、原子力・廃炉に係る高度な技術を持った人材が育成されるような体制づくりを進める。

② 環境再生に向けた取組

- ・ 平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法⁹及び同法に基づく基本方針¹⁰等に基づき面的除染を完了し、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、避難指示解除目標に向け現在除染を進めている。引き続き、仮置場の適切な管理を徹底しつつ、

⁸ 「多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会 報告書」（令和 2 年 2 月 10 日 多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する小委員会）

⁹ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

¹⁰ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染へ対処に関する特別措置法に基づく基本方針」（平成 23 年環境省告示第 98 号）

安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行う。

- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、令和 3 年度までにおおむね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。なお、輸送に当たっては安全の確保を徹底する。輸送が完了した仮置場については、土地所有者や地元自治体の意向を踏まえつつ実現可能で合理的な範囲・方法で原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分については、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、法律上¹¹「中間貯蔵開始¹²後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」¹³ に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行うなど、全国に向けた理解醸成活動を推進する。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、政府一体となって、地元の理解を得ながら具体化を推進する。さらに、福島県外での最終処分に関する調査・検討を進める。また、福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物等の処理については、地元の更なる信頼確保に努めながら、安全・安心の確保に万全を期して、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進める。福島県以外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進める。また、基準値以下の農林業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行う。

③ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- ・ 住民の帰還を促進し、解除地域の復興の実現に向けて、魅力あるまちづくりやコミュニティ形成、買い物、医療、介護、福祉、教育、保育、交通、防犯、防災、鳥獣被害対策、個人線量管理、情報通信等の生活に必要な環境整備をハード・ソフトの両面から進める。除染後のフォローアップやリスクコ

¹¹ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）

¹² 中間貯蔵開始は、平成 27（2015）年 3 月

¹³ 平成 28 年 4 月策定、平成 31 年 3 月見直し（環境省）

コミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。

- ・ 他方、発災から 10 年が経過する中で、被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しており、住民意向等も踏まえると、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。このため、福島復興再生特別措置法¹⁴の改正により、帰還環境整備交付金が帰還・移住等環境整備交付金に改められ、交流人口・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業が追加されたところであり、当該交付金を活用した地方公共団体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、福島県及び原子力災害被災 12 市町村¹⁵における取組を支援する。また、関係者が連携して広域で取り組むべき施策などの移住等の促進施策を強力に進める体制の構築や、交流人口の拡大を消費の拡大のみならず定住人口の増加にも効果的に繋げるための施策も含む対応策等を検討してとりまとめる場の立ち上げなどを通じて、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進する。

同時に、公共サービスや公共施設の効率的・持続的な運営、鳥獣被害対策や防犯・防災といった地域課題への対応について、国・県・市町村が協力して将来を見据えた広域的で持続可能な仕組みを検討する。

- ・ 避難指示解除等区域の復興・再生に資するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画（復興分）に基づき、社会資本整備総合交付金による総合的・一体的な支援を継続する。
- ・ 復興公営住宅¹⁶の整備に伴って必要となる受入市町村のインフラ整備やこれに関連するコミュニティ形成のための施策については、おおむね完了しているが、完了まで引き続き必要な支援を行うとともに、仮設住宅に入居している避難者に対して個別に意向を確認しながら恒久住宅への住み替えを丁寧に進める。
- ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、福島県ふたば医療センター附属病院などの地域医療体制の確保や不足診療科目など地域に必要な機能の確保、再開後の医療施設や介護施設の経営確保、医療・介護従事者の確保を進め、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かい支援を行う。
- ・ 教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支

¹⁴ 平成 24 年法律第 25 号

¹⁵ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

¹⁶ 原子力災害からの長期避難者向け災害公営住宅の呼称

援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における海外研修や「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援、文化財等の復旧などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。

また、避難先の子どもを含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

- ・ 心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。
- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免措置については、東日本大震災発災後、平成 24 年 9 月末までは地震・津波被災地域を含む被災地全域で減免措置を実施していたが、それ以降は避難指示区域等に居住していた住民に限って、国による特別な減免措置を継続してきた。これらの措置については、避難指示区域等の地方公共団体において住民税減免等の見直しが行われてきていることや、被災地方公共団体の保険財政の状況等も勘案しながら、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う。
- ・ 令和 2 年度に見直された福島 12 市町村の将来像提言¹⁷において、持続可能な地域・生活の実現、広域的な視点に立った協力・連携、世界に貢献する新しい福島型の地域再生という基本的方向の下、創造的復興を成し遂げた姿が示されている。国、県、市町村等が適切に連携して、福島復興再生基本方針や福島復興再生計画¹⁸の下、福島 12 市町村の将来像の具現化を始め地域の復興に向けて取り組む。

¹⁷ 「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会 提言」（平成 27 年 7 月とりまとめ。令和 3 年●月見直し。）避難指示等の出た福島 12 市町村の 30～40 年後の姿を、有識者が復興大臣に提言したもの

¹⁸ 復興庁設置法等の一部を改正する法律により改正された福島復興再生特別措置法第 7 条に基づき、福島県知事が作成し、内閣総理大臣が認定

- ・ 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿い被害の実態に見合った必要十分な賠償の円滑な実施に向けて、必要に応じて指針等の見直しに関する検討を行うことも含め引き続き必要な対応を行う。また、令和3年3月で原発事故から10年が経過したが、東京電力は、最後の一人まで賠償を貫徹するべく、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることはせず、柔軟に対応する旨を表明している。国は、個々の事情に十分に配慮して被災者に寄り添った適切な賠償が行われるよう、東京電力を指導するとともに、広報やきめ細かい相談対応など必要な取組を行う。
- ・ 避難指示解除地域における帰還・移住等の促進に向けた生活環境整備に際しては、原子力災害被災地域の実情や特殊性を踏まえ、上記の施策を着実に実施することに加えて、地方創生施策等の政府全体の施策も総合的に活用して、地域の復興・再生に取り組む。
- ・ 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6町村¹⁹の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、各区域の目標期間内における避難指示解除に向けて、国、県、町村により適切に進捗を管理しつつ、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。除染後のフォローアップやリスクコミュニケーション等を含め、現場の実情に応じて必要な対応を行う。また、特定復興再生拠点区域におけるまちづくりが効果的に進められるよう、移住・定住の促進も含め、福島再生加速化交付金を始めとする様々な支援策の柔軟な活用等により、特定復興再生拠点区域の円滑かつ迅速な整備を支援する。
- ・ 帰還困難区域を抱える6町村については、復興の段階が、その周辺の市町村に比して大きく異なる上、6町村の間でも地方公共団体ごとに状況が大きく異なることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域への帰還・居住に向けた課題について、引き続き、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推し進めていく。
- ・ また、特定復興再生拠点区域について、一部の町村では令和4年春頃の避難指示解除を目標として整備が進められる中、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下「拠点区域外」という。）については、避難指示解除の具体的な方針を示せていない状況にあり、早急に方針を示す必要がある。個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向け

¹⁹ 双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村

た方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む。加えて、引き続き、環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果を分かりやすく情報提供する。

なお、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」²⁰で提示された、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みについて、国は、各自治体の意向を十分に尊重し、運用していく。

また、帰還困難区域においては、発災から10年という長い年月が経過し荒廃が進んでいることを踏まえ、第2期復興・創生期間以降も一定期間避難指示が継続する可能性も踏まえ、区域の荒廃抑制対策や防犯・防災対策等を進める。

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・ 福島イノベーション・コースト構想²¹を基軸とした産業発展の青写真²²を踏まえ、本構想の取組に基づき、福島浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けて、同地域等で一体となって取組を進める。
- ・ その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であることから、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、企業立地補助金等を活用し、産業集積に向けた取組を進める。
- ・ 福島イノベーション・コースト構想の重点分野に関し、福島浜通り地域等での研究開発の推進や具体的な社会実装の支援、地元企業等と進出企業等の連携や取引拡大の促進、地元企業等の新事業展開への支援を行う。
- ・ 特に、30年から40年間に及ぶとされている廃炉事業について、地元企業が積極的に参画できるよう、廃炉事業内容を具体化して、地元企業に説明等

²⁰ 令和2年12月25日原子力災害対策本部決定

²¹ 東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、福島浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す構想。

平成26年6月、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめ。福島特措法の平成29年改正において同構想を法律に明記し、福島県が同構想等の実現に向けた重点推進計画を策定し、平成30年4月内閣総理大臣が認定、令和2年5月変更認定。

²² 福島イノベーション・コースト構想を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、福島県、市町村、関係機関が進める取組の方向性をとりまとめた（令和元年12月経済産業省・復興庁・福島県）。

を行うことにより、参入を促進していくことや、地元企業の技術力を向上させることや関連する幅広い業種へ事業の裾野を拡大させることなどにより、廃炉にまつわる経済効果を周辺地域に浸透させていく。加えて、廃炉事業のみならず幅広い分野で、地元企業の参画を促進していく。

- ・ 地域への波及効果が大きい企業等の立地や創業、地元企業や地方公共団体等の多様な主体による研究開発や実証、戦略的な知的財産の取得と活用等を促進する。また、地域の優位性を高めるための規制緩和等を行うとともに、企業の多様な資金需要への対応や専門家によるハンズオン支援に係る関係機関の連携体制を構築し、地域のイノベーション創出につなげるための総合的なビジネス創出支援を継続的に進める。
- ・ 初等中等教育機関における特色ある教育プログラムや、高等教育機関による教育研究活動を引き続き支援する。
- ・ 福島ロボットテストフィールド等の拠点施設については、企業等による拠点の利活用を促進する等により、拠点を核とした研究開発や産業集積、定住人口等の拡大を進めるとともに、安定的運営のため、利用者の拡大等を通じた収入の確保など将来的な自立的・持続的運営に向けた道筋を検討する。また、福島ロボットテストフィールドにおいては、ドローン・空飛ぶクルマ等の開発・実証・試験飛行環境整備や技術基準・運用ガイドライン整備等を進める。
- ・ 農林水産業の分野については、担い手の確保や農地の利用集積等の地域の実情を踏まえた課題解決に資する、先端的な技術の開発、実証を進め、営農再開の加速を図る。
- ・ 福島復興再生特別措置法の改正により、新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う事業者に対する、設備投資、雇用、研究開発に係る課税の特例措置を設けたところであり、この措置を活用して、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援する。
- ・ 福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エネ社会構想」²³の実現のため、再エネ社会の構築、水素社会の実現に向けた取組を着実に推進する。

令和 3 年 4 月に本構想の第 2 フェーズを迎えるに当たり、令和 3 年 2 月に改定した本構想に基づき、このフェーズを、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開とするための取組を進める。

²³ 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指す構想（平成 28 年 9 月 7 日福島新エネ社会構想実現会議策定、令和 3 年 2 月 8 日改定）

- ・ 地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」²⁴の取組を進める。

また、「福島の復興に向けた未来志向の環境施策の推進に関する連携協力協定」²⁵に基づき、「ふくしまグリーン復興構想」²⁶や「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に向けて、未来志向の環境施策を推進する。

特に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとの政府方針を踏まえ、関係省庁、関係機関が連携し、経済と環境の好循環を実現する取組を推進する。

⑤ 国際教育研究拠点の整備

- ・ 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させて、原子力災害によって甚大な被害に見舞われた福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点を新設する。
- ・ その実現に向け、「国際教育研究拠点の整備について」²⁷に基づき、推進する。

⑥ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チーム²⁸によるこれまでの活動実績を踏まえ、被災地域の事業・生業の再建に向けて、同チームを通じた、個々の事業者・農業者、域内の創業者等に対するきめ細かい支援を引き続き実施する。また、まちづくりの支援として、分野横断・広域的な観点から、被災地域の生活や経済活動の拠点となる商業施設の自立化や、地域経済の活性化等の取組を担うまちづくり会社の創設・運営に向けた支援等を実施する。
- ・ また、被災地域において事業の再開や創業等を希望する事業者の取組を後

²⁴ 「福島再生・未来志向プロジェクト」（平成30年8月3日環境省公表）

²⁵ 「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定～環境から挑む福島の復興、そして希望ある未来へ～」（令和2年8月27日環境省・福島県）

²⁶ 「ふくしまグリーン復興構想」（平成31年4月22日環境省・福島県公表）

²⁷ 令和2年12月18日 復興推進会議決定

²⁸ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災事業者の自立へ向けた支援策を実施するため、国・福島県・民間からなる主体として平成27年8月に設置。

押しするため、施設等の復旧、設備投資、人材確保等の支援を実施する。特に、今後、避難指示が解除される特定復興再生拠点区域においては、充実した支援を実施する。

さらに、企業活動に不可欠な集配送などの物流に係る課題の解決、地域の経済活動や交流人口・関係人口拡大に向けた人・モノの移動を担う取組を支援する。

- ・ 事業者の自立化を見据えつつ、こうした支援を効果的・効率的に進めるには、福島相双復興官民合同チームや商工会等の地元機関が連携した支援が必要であり、これら支援体制の強化を行う。
- ・ 仮設店舗等の移設・撤去等については、被災地のこれまでの復興の進捗状況を踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構が原子力災害被災12市町村に譲渡したものに限り、支援を継続する。
- ・ 原子力災害に起因した二重ローン対策として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々な支援サービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図る。
- ・ 同対策として、産業復興機構による債権買取支援と産業復興相談センターについても、引き続き、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を実現するべく取り組む。また、被災事業者からの相談受付や事業再生計画の策定といった経営支援等についても、産業復興相談センターを中心に継続して取り組む。
- ・ 農業分野では、農地・農業用施設等の整備、農業用機械・家畜の導入、鳥獣被害対策などこれまで行ってきた被災農業者への支援を継続し、引き続き営農再開を促進する。

また、特に原子力災害被災12市町村における営農再開の加速化に向けては、担い手の確保が課題となっていることから、外部からの参入も含め地域農業の担い手を確保しつつ、大規模で労働生産性の著しく高い農業経営が実現されるよう、福島復興再生特別措置法の改正による農地集積の特例措置や課税の特例措置等も活用した農地の大区画化・利用集積や6次産業化施設の整備の促進、市町村を超えて広域的に生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を図る。加えて、被災地方公共団体への人的支援を継続する。

この他、ICT等の先端技術を活用したスマート農業を推進するとともに、

農地の放射性物質の吸収抑制対策や、ため池等の農業水利施設の放射性物質対策等について、放射性物質の分布・蓄積状況や影響を踏まえ、引き続き支援を実施する。あわせて、大学や研究機関、民間企業等が連携し、酒類等被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する研究開発を推進する。

- ・ 森林・林業分野では、福島等の森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を引き続き行う。また、里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。さらに、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けた取組を進める。特に、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を強力に推進する。加えて、木材産業の再生に向けて、木材製品等に係る安全証明体制の構築、パーク等の滞留対策や有効利用の推進及び集成材など県産木材の利用促進を図る。
- ・ 水産業分野では、福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業については依然として試験操業が続いていることから、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など本格的な操業再開に向けた支援を行う等、安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組に対する支援を継続する。

併せて、国産水産物の消費拡大に向けた現状の取組や課題を整理するとともに、魚食普及に向けた取組を支援する。その上で、福島県水産物について、流通販売業者・消費者への情報発信や消費拡大等に向け必要な支援を行う。

⑦ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」²⁹に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。

併せて、福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組を強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促

²⁹ 平成29年12月12日原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて策定

進する。

- ・ 発災から 10 年が経ち、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、食品等に関する規制等について、科学的・合理的な見地から検証する。併せて、その検証結果等について、消費者の理解を深めるため、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進める。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、放射線副読本の更なる活用等の放射線に関する教育の充実等により、放射線に関する科学的な知識等や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組や必要な支援を引き続き行う。
- ・ また、海外に対しても、インターネット等の様々な媒体を活用するほか、国際会議やイベント等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。
- ・ 福島県産農林水産品のブランド力の向上と販路の拡大・開拓のため、これまでに第三者認証 GAP³⁰や水産エコラベル³¹等の取得促進など、信頼される産地づくり、特色を活かした産品の販路拡大に向けた取組を着実に支援してきた。第 2 期復興・創生期間以降も、福島県産農林水産品をめぐる課題に対応した効果的な施策により、民間企業の協力も得ながら、同県産品ならではの強みを活かしたブランド力の向上と産地競争力の強化を図るため、生産・流通・販売の各段階における取組を推進する。また、同県産品が適正な評価を受けて取り扱われるよう、福島県農産物等流通実態調査³²の結果に基づき小売・流通事業者に対して適切に指導等を行うほか、バイヤーツアー等の支援により小売・流通事業者と農業者等との対話を促す。
- ・ 観光については、福島県では教育旅行や延べ宿泊者数の回復に課題が残ることから、福島県における観光復興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島県への誘客に取り組む。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制については、福島復興再生特別措置法の改正により、輸入規制の緩和・撤廃の推進や海外における風評対策のために必要な措置を講ずることとされたところであり、これも踏まえ、引き続きあらゆる機会を捉えて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組を支援する。

³⁰ 第三者機関が農畜産物・特用林産物（きのこ等の食用に限る）の生産者の GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を審査し、正しく実施されていることを証明する民間の認証制度

³¹ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを貼付するスキームのこと

³² 「平成 30 年度福島県産農産物等流通実態調査」（平成 31 年 3 月農林水産省）

- ・ 福島復興再生特別措置法の改正により、福島県内において、風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者に対する、設備投資や雇用に係る課税の特例措置を設けたところであり、この措置を活用して、いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等における風評被害への対応を行う。
- ・ 福島の被災者の適切な健康管理及び健康不安の解消のために、福島県「県民健康調査」の円滑な実施に向けた財政的・技術的な支援を継続する。また、相談員支援センターを中心とした放射線不安へのきめ細かい対応を行う。
- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実に、かつ計画的に実施するとともに、その結果について分かりやすい情報提供を引き続き行う。また、地元の理解を得ながら、モニタリングポストの配置の適正化を図る。

⑧ 地方単独事業等

- ・ 第 1 期復興・創生期間内に完了しない単独災害復旧事業、復旧・復興事業に対応するための人材確保対策（職員の派遣、任期付職員の採用等）、原子力災害に伴う風評被害対策や子どもの教育環境整備等の地方単独事業について、支援を継続する。
- ・ 地方税法³³や福島復興再生特別措置法等の法律に基づき生じる地方税の減収額等に対し、補てん措置を講じる。

（3）復興の姿の発信、東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 第 2 期復興・創生期間以降においても、原子力災害からの復興状況を始め、復興の進捗や被災地の状況について、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び 2025 年日本国際博覧会のほか、国際会議等の各種機会を捉えて、正確な情報を随時分かりやすく発信する。
- ・ 福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進める。第 1 期復興・創生期間内に整備が完了する岩手県及び宮城県の同施設を含め、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、同震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信する。また、これらの施設や被災各地の追悼施設、震災遺構、伝承施設等の中で連携しつつ、情報発信すること等により、同震災の教訓への理解を深め、防災力の向上を図る。
- ・ 今後の大規模災害に向けた多様な教訓や東日本大震災の記憶を風化させることなく次の世代に伝え、今後の防災・減災対策や復興に活用することが

³³ 昭和 25 年法律第 226 号

重要である。このため、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」³⁴との連携、国及び地方公共団体等による東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を取りまとめ、幅広く全国の地方公共団体を含む関係機関への普及・啓発を図ることで、各機関における自律的かつ機動的な体制の構築及び災害対応能力の向上に資する。

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害などの危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高める防災教育の更なる充実を図る。
- ・ 特に、東日本大震災からの復興においては、NPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体の連携が重要な役割を果たしたところであり、人口減少や産業空洞化等の「課題先進地」である被災地において実施されてきた「新しい東北」の創造に向けたこれまでの取組を通じて蓄積されたノウハウを、地方創生の取組のモデルケースとして、被災地内外に普及展開する。
- ・ また、第2期復興・創生期間以降において多様化・複雑化する地域・個人の課題にきめ細かく対応するため、引き続きNPO、ボランティア、企業、大学等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限生かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用する。
- ・ 復興庁の設置から10年目を迎えることを踏まえ、第1期復興・創生期間の終了に至るまでの復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について資料を収集・整理し、取りまとめる。

2. 復興を支える仕組み

（1）復旧・復興事業の財源等

- ・ 第2期復興・創生期間における必要な復旧・復興事業を確実に実施するため、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源については、「令和3年度以降の復興の取組について」に基づき、以下のとおりとする。
- ・ 平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3兆円程度と見込まれる。
第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは、1.6

³⁴ 東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト（平成25年3月7日公開）

兆円程度である。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度と見込まれる。

- 平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 東日本大震災復興特別会計は継続する。第2期復興・創生期間以降においても、各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。
- 震災復興特別交付税制度は継続する。「1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、第2期復興・創生期間以降に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き支援する。

（2）自治体支援

- 被災地方公共団体においては、引き続き人手不足の状況が続いていることから、第2期復興・創生期間以降においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用に加え、復興庁が採用した非常勤国家公務員を被災市町村に駐在させるなど、必要な人材確保対策に係る支援を継続する。
- 「1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組」における基本方針に従い、第2期復興・創生期間以降に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続する。

3. 組織

- 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁設置法の改正により、

復興庁の設置期間が令和13年3月31日まで延長され、復興庁は引き続き内閣直属の組織として、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。

- ・ 近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、復興庁にこれまで蓄積した復興に係る知見を活用するための担当組織を設け、これを防災担当部局と併任させる等により、関係行政機関等と知見を共有し、活用を推進する。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持しつつ、復興の進捗状況に応じて、復興局をより効果的に機能させる観点から、岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更し、盛岡市と仙台市に支所を設置する。福島は本格的な復興・再生の途上にあることから、福島復興局を引き続き福島市に置き、富岡町と浪江町の支所を維持する。
- ・ 第2期復興・創生期間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講じる。

4. その他

- ・ 復興庁は、第2期復興・創生期間以降においても、毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況についてフォローアップを行い、その結果を国会に報告するとともに、適切に公表する。
- ・ 本基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとする。
- ・ 本基本方針の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症による東日本大震災の被災地への影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により、復興に支障が生じないよう取り組む。